

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【会社名】	株式会社Minorityソリューションズ (旧会社名：株式会社JSC)
【英訳名】	Minority Solutions Co.,Ltd. (旧英訳名：Japan Systems Create Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 滝澤 正盛
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都豊島区西池袋三丁目27番12号池袋ウェストパークビル9階
【縦覧に供する場所】	株式会社Minorityソリューションズ大阪支社 (大阪市中央区安土町一丁目8番15号野村不動産大阪ビル10階) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 当社は、平成22年4月1日に株式会社イーウェーブと合併し、会社名を「株式会社Minorityソリューションズ」、英訳名を「Minority Solutions Co.,Ltd.」に変更しております。

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長滝澤正盛は、当社および連結子会社（当社グループ）の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社ならびに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額および質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社および全連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの経営管理の同質性等から、全事業拠点を「重要な事業拠点」とし、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。また、昨年度は重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加したが、本年度それらは財務報告の虚偽記載リスクも低いと判断し対象から外す事とし、本年度新たに重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加したものは無し。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成22年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4【付記事項】

当社は、当社と株式会社イーウェーブが、経営環境の変化に対応するとともに、企業価値の更なる向上を目指して、平成21年10月16日に「基本合意書」を締結し、本合併に向けた協議を行った結果、平成21年11月30日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社イーウェーブを吸収合併消滅会社とする合併契約書の承認を決議し、同日、合併契約を締結した。その後、平成22年4月1日に本合併の効力が発生した。

この合併に伴いシステム統合などを予定していることから、翌期以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を与える可能性がある。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。